

**鳥取市内の野鳥糞便からの
高病原性鳥インフルエンザ確認等に伴う
庁内連絡会議**

**日 時：令和2年12月13日（日）
午後2時～**
場 所：鳥取県庁災害対策本部室
**出席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部、
総合事務所、鳥取大学**

1

会 議 内 容

- 1 鳥取市気高町日光における高病原性鳥インフルエンザ確認概要
- 2 滋賀県東近江市における高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 3 国及び鳥取県の対応
- 4 県民の皆様へのメッセージ

2

鳥取市気高町日光の検出事例概要

京都産業大学が、鳥取市気高町で採取した野鳥糞便において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

1 野鳥糞便の採取地点 鳥取市気高町日光地内

2 経緯

12月 7日(月)・野鳥糞便を京都産業大学が採取

12月12日(土)・京都産業大学が検査を実施した結果、野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)を検出

・糞便採取地の周辺10km圏内を、環境省が野鳥監視重点区域に指定

* 環境省は野鳥緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施する予定

3

野鳥糞便採取地



環境省が設定する野鳥監視重点区域等



5

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥)

香川県三豊市養鶏場での検出を受け、11/5に環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。No11、13、14、15の結果を受けて、環境省は野鳥監視重点区域内において緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施。

番号	回収場所	試料	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	指定10/30 → 解除11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9	H5N8亜型	指定11/13
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	指定11/17
6	鹿児島県出水市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/13
7	新潟県阿賀野市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/25
9	鹿児島県出水市	環境(水)	11/23	H5N8亜型	指定11/13
10	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	指定11/25
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	指定12/3
12	鹿児島県出水市	環境(水)	11/30	H5N8亜型	指定11/13
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	指定12/4
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	検査機関で検査中	指定12/10
17	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定11/13
18	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定12/11
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	12/7	H5亜型	指定12/12

(* 鹿児島県出水市、北海道倶知安町で回収された死亡野鳥(番号4、5、8)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、環境省による野鳥監視重点区域は解除されました。)

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



7

鳥取県の対応(野鳥)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部の野鳥監視重点区域(糞便採取の翌日から30日間:1/6まで)の設定範囲については毎日、その他の地域は隔日に監視を強化。
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施。
(中部10カ所、西部:29カ所、週2回)
- 現在までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。引き続き監視を実施。

2 調査の実施状況

- 死亡野鳥等調査
 - ・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表
12/15 追加調査を実施予定
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・12/9、連絡会議での助言を受けて、鳥取大学共同獣医学科と連携して、鳥取市気高町の日光で野鳥糞便10検体と環境水2検体を採取し、鳥取大学で検査を実施。8
(近日中に検査結果が判明する予定)

鳥取県の対応(野鳥)

3 県民への情報提供等

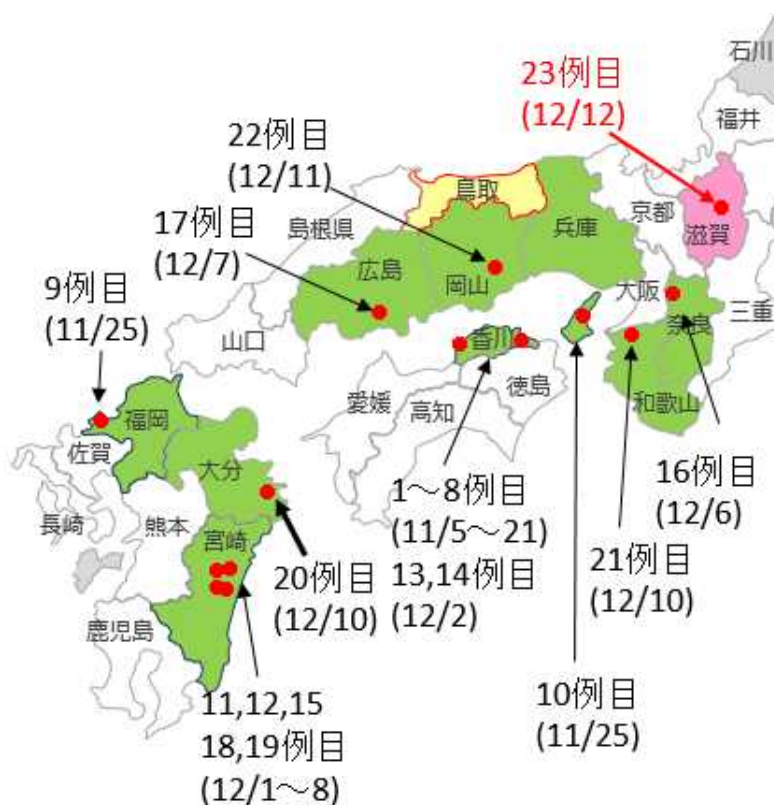
- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 死亡野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認

* 10/30~12/12 鳥インフルエンザ相談件数 48件 (東部:10件、中部:6件、西部:32件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月5日	317,201羽	11月15日	
2	〃 東かがわ市	採卵鶏	11月8日	46,259羽	11月12日	11/28搬出制限解除
3	〃 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	
4	〃 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	
5	〃 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	
6	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽 (関連4農場含)	12月11日	
7	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	12月12日	
8	〃 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	12月7日	
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月3日	
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月1日	約40,000羽	12月2日	
12	〃 都農町	肉用鶏	12月2日	約30,000羽	12月2日	
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月2日	347,809羽 (関連1農場含)	12月12日	
14	〃 三豊市	採卵鶏	12月2日	19,233羽	12月7日	
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月3日	約36,000羽	12月3日	

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	77,386羽	12月7日	
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	136,952羽	12月9日	
18	宮崎県都城市	肉用鶏	12月8日	約60,000羽	12月8日	
19	宮崎県小林市	肉用鶏	12月8日	約43,000羽	12月8日	
20	大分県佐伯市	肉用鶏	12月10日	55,500羽 (関連2農場含)	12月11日	
21	和歌山県紀の川市	採卵鶏	12月10日	約67,580羽	作業中	
22	岡山県美作市	採卵鶏 (育雛)	12月11日	約640,000羽 (関連1農場含)	作業中	
23	滋賀県東近江市	採卵鶏	12月13日	約11,000羽	作業中	

合計23事例 32農場 313万羽

滋賀県東近江市の発生事例概要

1 農場概要

所在地: 滋賀県東近江市

飼養状況: 採卵鶏(約11,000羽)

2 経過

12/12 9:30 農場から家畜保健衛生所に通報
立入検査で簡易検査陽性

12/13 3:00 遺伝子検査でH5亜型確認

3 滋賀県の対応

滋賀県対策本部会議開催(12/12 20:00)

疑似患畜確定後、5時から殺処分開始

消毒ポイント設置

13

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
(12月13日(日)持ち回り)
- 2 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策
審議会家きん疾病小委員会を開催
- 3 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を
現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 4 滋賀県の殺処分、埋却等防疫措置の支援のため「緊急
支援チーム」を現地に派遣 また、疫学調査チーム派遣
- 5 全都道府県へ早期発見、早期通報の徹底を通知。

14

鳥取県の対応(家きん)

- 1 日光池確認地点近隣の農場の立入検査実施(異常なしを確認)
(臨床検査、過去2週間の死亡羽数、消毒ネットの状況)
※さらに10km圏内の農場の調査を実施予定
- 2 滋賀県での発生及び野鳥での確認情報の周知
- 3 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイントについてFAX済 疫学関連無
- 4 養鶏農場への立入検査(再度立入検査中)、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(消石灰4,000袋)
県内全養鶏農場の飼養衛生管理基準、防鳥ネットの点検等
- 5 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 6 発生に備えた防疫訓練 本庁:12/17、18 地方機関実施済
- 7 中国地方5県の広域連携協定に基づく支援
(岡山県からの要請に応じて12/12にペール缶1,000個を輸送⁹)

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・ 野鳥を素手で触らないでください
 - ・ 野鳥や鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。
 - ・ 死亡又は衰弱した野鳥や、異常な野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。 17

【参考】



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年 3月11日 (別添1)

(注) 2014年 4月24日更新

鳥インフルエンザについて

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。